明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○グローバル戦闘航空プログラム（ＧＣＡＰ）政府間機関の設立に関する条約（五）　三
○国際復興開発銀行協定の改正（六）　四
○欧州復興開発銀行を設立する協定の改正（七）　五
〔告　示〕
○消防吏員服制基準の一部を改正する件（**消防庁**九）　六
○消防団員服制基準の一部を改正する件（**同**一〇）　七
○グローバル戦闘航空プログラム（ＧＣＡＰ）政府間機関の設立に関する条約の日本国による受諾に関する件（**外務**一九二）　九
○国際復興開発銀行協定の改正の日本国による受諾に関する件（**同**一九三）
○欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の日本国による受諾に関する件（**同**一九四）
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（**財務**一七二～一七五、一七七）　九
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（**同**一七六）　三
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群）に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（**農林水産**一三三七）　三
○評価方法基準の一部を改正する件（**国土交通**一〇〇〇）
○長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準の一部を改正する件（**同**一〇〇一）　四
〔官庁報告〕
国家試験
介護福祉士国家試験の施行（厚生労働省）　四
介護福祉士試験委員の公告（同）　四
令和六年不動産鑑定士試験短答式試験合格者（国土交通省土地鑑定委員会）　四
〔公　告〕
諸事項
官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　五
裁判所
破産、免責関係　五
特殊法人等
日本弁護士連合会公示送達・裁決関係　六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　七
会社その他　七
会社決算公告　七

本号で公布された法令のあらまし

◇グローバル戦闘航空プログラム（ＧＣＡＰ）政府間機関の設立に関する条約（条約第五号）（外務省）

この条約は、グローバル戦闘航空プログラム（以下「ＧＣＡＰ」という。）の管理等を三箇国のために行うことを目的とする国際機関としてＧＣＡＰ政府間機関（以下「ＧＩＧＯ」という。）を設立するものである。この条約は、前文、本文六七箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1　総則（第一章関係）

ＧＩＧＯを設立すること、ＧＣＡＰは、段階ごとに実施すること、ＧＩＧＯが運営委員会及びＧＣＡＰ実施機関（以下「実施機関」という。）によって構成されること並びに国際法上の法人格及び締約国の管轄内における完全な法人格（契約等の能力を含む。）を有すること、公用語は英語とすること、締約国は、法的義務及び規則に従い、並びに国家安全保障上の直接の利益に妥当な考慮を払った上で、ＧＣＡＰにおいて生み出された全ての品目及び情報の締約国間における輸出入等を可能な限り支援すること等を規定している。（第一条～第五条関係）

2　運営委員会（第二章関係）

ＧＩＧＯを統治する最高機関である運営委員会の構成及び任務、小委員会の設置等について規定している。（第六条～第八条関係）

3　実施機関の地位、任務及び活動（第三章関係）

ＧＩＧＯの本部は英国に置くこと、ＧＩＧＯは締約国の領域内に支部を置くことができること等を規定している（第一〇条関係）ほか、実施機関の地位、任務及び活動について主に次のとおり規定している。

㈠　実施機関は、ＧＣＡＰの全ての段階の管理、調整及び実施を引き受け、そのための必要な能力を有するものとする。（第九条及び第一一条関係）